

## 木村晋介法律事務所の主な報酬基準

※これらの弁護士報酬とは別に、事件を処理する為に必要な実費は別途ご負担いただきます。

また、以下の基準はあくまでも都内の法律事務所の標準的なものを示しているものです。当事務所では、ご依頼者様とご相談の上、柔軟に対応しており、必ずしも機械的にこの基準を採用するわけではありません。ご相談の内容により実際はいくらになるかにつきましては遠慮なくお尋ねください。

### (民事事件の着手金及び報酬金)

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、事案の難易度などにより協議の上決定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

- ・ 前項の着手金は、10万5,000円を最低額とする。

### (契約締結交渉)

示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、事案の難易度などにより協議の上決定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

- ・ 前項の着手金は、10万5,000円を最低額とする。

### (離婚事件)

離婚事件の着手金及び報酬金の基準は、次表のとおりとする。但し、事案の難易度などにより協議の上実際の金額を決定する。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
---------	----------

離婚調停事件、離婚仲裁センター事件又は離婚交渉事件	31万5,000円以上52万5,000円以下
離婚訴訟事件	42万円以上63万円以下

### (境界に関する事件)

境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金基準は、次のとおりとする。但し、事案の難易度などにより協議の上実際の金額を決定する。

着手金及び報酬金	42万円以上63万円以下
----------	--------------

### (倒産整理事件)

事業者の破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ基準は次の額とし、事案の難易度などにより協議の上実際の額を決定する。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は右着手金に含まれる。

- (1) 事業者の自己破産事件 52万5,000円以上
- (2) 自己破産以外の破産事件 52万5,000円以上
- (3) 会社整理事件 105万円以上
- (4) 特別清算事件 105万円以上
- (5) 会社更生事件 210万円以上

- ・ 前項の各事件の報酬金は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定するが、基本的には民事事件の報酬規定を準用する。
- ・ **非事業者の自己破産の着手金**は、次の額とする。ただし、債権者数が50社を超える場合には、前条1項1号の規定を準用することができる。

債務金額が1,000万円以下の場合

債権者数に応じて、次の金額とする。

- 10社以下 21万円以内
- 11社から15社まで 26万2,500円以内
- 16社以上 31万5,000円以内

### (民事再生事件)

事業者の民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、105万円以上とする。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

- ・ 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、

月額で定める弁護士報酬を受けることができる。

- 民事再生事件の報酬金は、民事事件の着手金および報奨金の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。

- 個人の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）の着手金及び報酬金は、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、次のとおりとする。ただし、債権者数が50名を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が3,000万円を超える場合には、前三項の規定を準用することができる。

(1) 着手金

住宅資金特別条項を提出しない場合	31万5,000円以内
住宅資金特別条項を提出する場合	42万円以内

(2) 報酬金

債権者数が15社までで事案簡明な場合	21万円以内
債権者数が15社までの場合	31万5,000円以内
債権者数が16社～30社の場合	42万円以内
債権者数が31社以上の場合	52万5,000円以内
債権者数が31社以上で事案複雑な場合	63万円以内

(3) 分割弁済金代理送金手数料

金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,050円を上限とする。

- 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件）の着手金は、第1項第2号及び第3号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は、前項の規定を準用する。

**(任意整理事件)**

任意債務整理事件のうち、事業者に関する事件の着手金は、資本金、試算及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて、52万5,000円以上とする。

- 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。但し、事案の難易度などにより協議の上実際の金額を決定する。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%
5,000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の部分	3%
5,000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

- 個人の任意整理事件の着手金及び報酬金は以下のとおりとする。ただし、債権者数が50名以上の場合には、前四項の規定を準用することができる。

(1) 着手金 2万1,000円×債権者数。最低5万2,500円。ただし、同一債権者でも別支店の場合は別債権者とする。

(2) 報酬金 1債権者について、2万1,000円に下記金額を加算した金額を上限とする。ただし、個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者に対する報酬金を請求することができる。

当該債権者主張の元金と和解金額との差額の10%相当額

交渉によって過払い金の返還を受けたときは、当該債権者主張の元金の10%相当額と過払い金の20%相当額の合計額

(3) 分割弁済金代理送金手数料

金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,050円を上限とする。

(行政上の不服申立事件)

行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、民事事件の着手金の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、民事事件の着手金の規定より算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

- 前項の着手金は、10万5,000円を最低額とする。

## 刑事事件

(刑事事件の着手金)

刑事事件の着手金基準は、次表のとおりとする。但し、事案の難易度などにより協議の上実際の金額を決定する。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ。)の事案簡明な事件	31万5,000円以上 52万5,000円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	52万5,000円以上
再審請求事件	52万5,000円以上

(刑事事件の報酬金)

刑事事件の報酬金基準は、次表のとおりとする。但し、事案の難易度などにより協議の上

実際の金額を決定する。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	31万5,000円以上 52万5,000円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	31万5,000円以上 52万5,000円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事	起訴前	不起訴	52万5,000円以上
		求略式命令	52万5,000円以上
	起訴後(再審事件を含む。)	無罪	63万円以上
		刑の執行猶予	52万5,000円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	52万5,000円以上
再審請求		52万5,000円以上	

(保釈等)

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、それぞれ10万5,000円以上31万5,000円以下の範囲の額を受けることができる。

(告訴、告発等)

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき10万5,000円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

## 顧問料

(顧問料)

顧問料の基準は、次表のとおりとする。

事業者	月額5万2,500円以上で協議により定める額
非事業者	年額6万3,000円(月額5,250円)以上で協議により定める額

- ・ 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- ・ 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従

業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

日当

(日当)

日当は、次表のとおりとする。

半日 (往復 2 時間を超え 4 時間まで)	3 万 1,500 円以上 5 万 2,500 円以下
1 日 (往復 4 時間を超える場合)	5 万 2,500 万円以上 10 万 5,000 円以下

以上